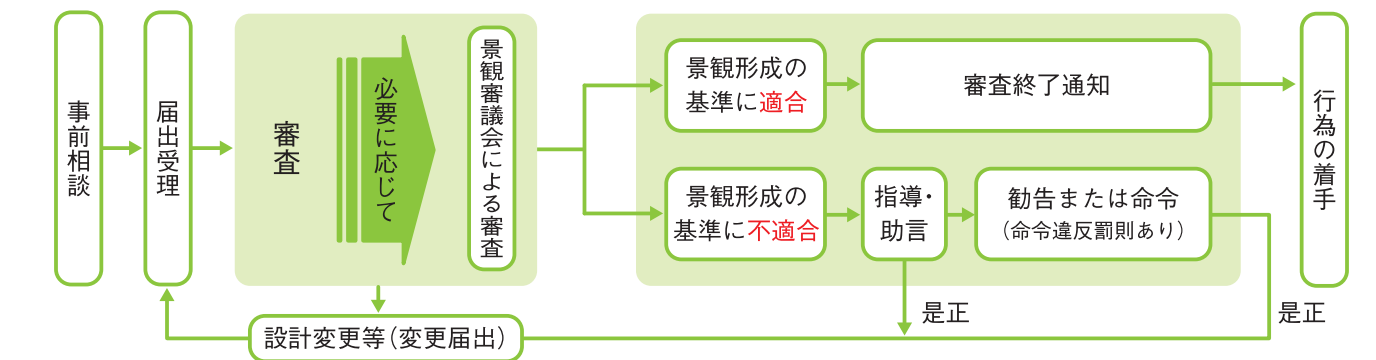


届出対象行為

種類・行為		開陽台周辺区域以外の区域	開陽台周辺区域
建築物	新築または移転	H: > 10m または A: > 2,000㎡	全て（農林業を営むための行為は除く）
	増築または改築	増改築により上記対象面積を超える場合	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの	
工作物	さく、塀、擁壁等	H: > 5m	全て
	鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱等、風力発電設備、煙突、物見塔、その他これに類するもの	H: > 10m ※建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から工作物の上端までの高さが10mを超えるもの	
	彫刻、記念碑等、観覧車、コースター等、自動車車庫等の用に供する立体施設、アスファルトプラント等製造施設、石油、ガス、穀物、飼料等処理施設、汚物処理施設、ごみ焼却施設等	H: > 10m または A: > 2,000㎡	
	太陽電池発電設備	H: > 5m または A: > 2,000㎡	
	増築または改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合	
	修繕、模様替	新築または移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの	全て
開発行為等／土地の形質の変更		S: > 3,000㎡または法面・擁壁 H>5m(都市計画区域内) S: > 10,000㎡または法面・擁壁 H>5m(都市計画区域外)	S: > 3,000㎡(農林業を営むための行為は除く)
土石の採取、鉱物の採掘		規定なし	全て
屋外広告物の表示、掲出		規定なし	全て
立木の伐採		規定なし	S: > 10,000㎡(間伐、枝打ち等を除く)
屋外における土石、再生資源、建設資材、その他物件の堆積		S: > 3,000㎡(都市計画区域内) S: > 10,000㎡(都市計画区域外)	全て
		その他町長が指定するもの	

※用途地域については中標津町に存在する種別のみを記載 ※H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積

届出に係る基本フロー図



景観法に基づき、着工予定の30日前までに届出が必要です。

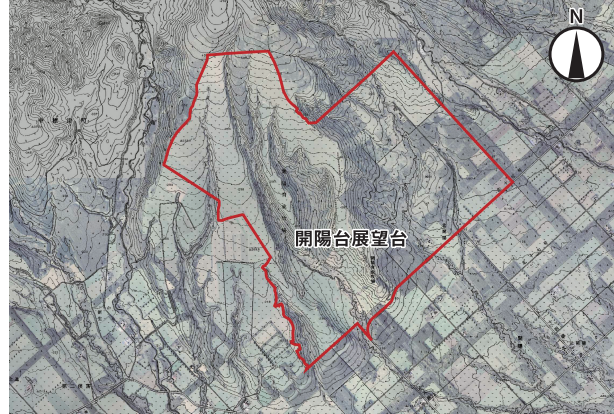
北海道中標津町

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地 TEL 0153-73-3111 FAX 0153-73-5333

8つの景観形成区域

1 開陽台周辺区域

※景観形成重点区域：景観計画区域のうち景観形成において特に重要な区域を指定



「地球が丸く見える」開陽台の「景勝地としての価値」を高める景観形成を図ります。

考慮する点
建築物等の位置・高さなどが周辺景観と調和し、酪農景観等への眺望が確保されている。 など

2 空港周辺区域

(空港の敷地から、概ね2,000mの範囲内)



「道東地域の空の玄関口」として、「豊かな農村環境」を印象づける景観形成を図ります。

考慮する点
不必要な屋外広告物がなく、色彩等も調和し、酪農景観が守られている。 など

3 国道272号バイパス沿いの区域

(都市計画区域内の道路中心から、両側に概ね100mの区域)

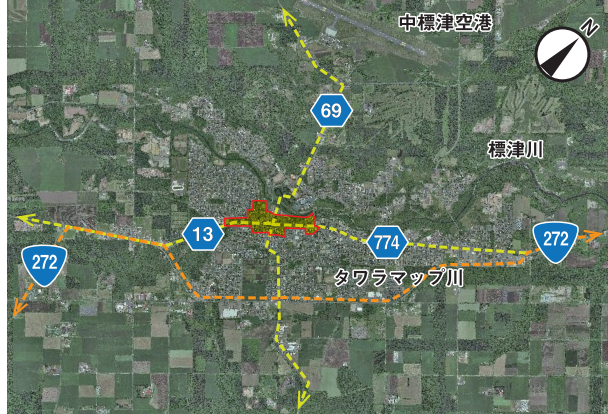


「まちと農村」を結び、「緑の連続性」を感じさせる沿道の景観形成を図ります。

考慮する点
屋外広告物等の色彩等が、周辺景観と調和している。 など

4 中標津市街地中心区域

(都市計画用途地域における商業地域の区域)

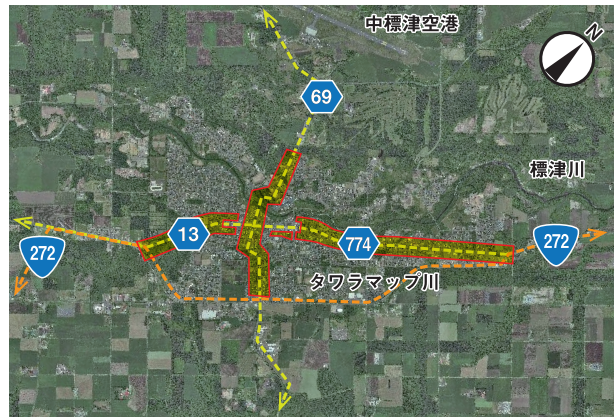


まちの拠点として、「もてなし」「にぎわい」「新たな交流」を生み出す景観形成を図ります。

考慮する点
沿道に面した店舗などの1階部分は、開放的で、人が滞留するなどにぎわいがある。 など

5 中央通(道道13号・774号)・大通(道道69号)沿いの区域

(都市計画用途指定区域内の道路中心から、両側に概ね100mの区域)※4の区域を除く

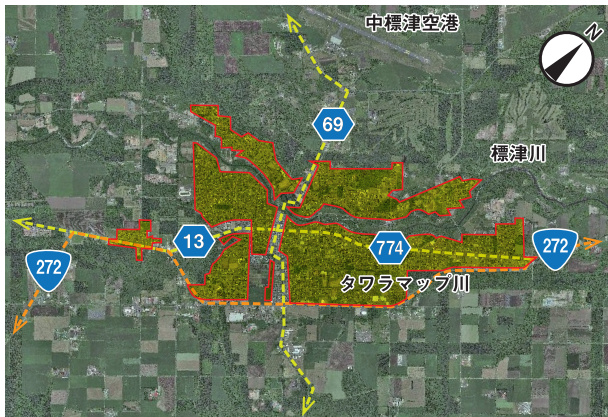


まちなかの「にぎわい」と豊かな「自然環境」を感じさせ、「農村環境」を予感させる沿道の景観形成を図ります。

考慮する点
建築物等の位置・高さなどが街並みと調和し、壁面がそろっている。 など

6 中標津市街地区域

(都市計画用途地域における商業地域を除く区域)※3・4・5の区域を除く



自然環境と農村環境が「調和」し、「潤いと安らぎ」を感じさせる「住み心地」のよい市街地の景観形成を図ります。

考慮する点
建築物等の形態・意匠が街並みと調和し、山並み等への眺望にも配慮されている。 など

7 計根別市街地及びその他集落区域

(計根別、開陽、武佐、当幌、養老牛温泉等)



各集落の「歴史・文化を継承」し、「地域の風土と調和」する集落市街地の景観形成を図ります。

考慮する点
敷地内が緑化され、周辺景観と調和し、うるおいがある。 など

8 自然・農村景観区域

(1～7以外の全域)

※都市計画区域白地地域を含む



まちの「発展を支え」、「中標津を象徴」する自然環境、農村環境を守る景観形成を図ります。

考慮する点
建築物等の色彩、素材等が周辺景観と調和している。 など

中標津町景観計画

概要版

景観計画とは、景観法に基づき良好な景観の保全・形成を図るため、区域や方針、行為の届出、景観まちづくりの推進など、景観行政を進めるための基本的な計画のことです。

景観計画策定の目的

わたしたちのふるさと中標津町は、豊かな自然と四季の変化に恵まれ、大規模な酪農とコンバクトでにぎわいのある市街地が形成されています。中標津町の景観は先人達の開拓の歴史であり、わたしたちの日々の営みを映し出す景観は、取り扱いひとつで失われてしまう可能性がある貴重な財産です。

まちに誇りと愛着を持ち、自然を守り、うるおいのある生活空間をつくり、緑と健やかな心を育て、中標津町の風土に調和した良好な景観を形成し後世に引き継ぐため、平成8年に制定した中標津町景観条例の理念を継承しつつ、「町民」「活動団体」「事業者」「行政」との協働による景観まちづくりの取り組みを推進するために本計画を策定しました。

景観計画の対象区域は行政区域全域です

中標津町の良好な景観の形成を行うため、地域の特徴を踏まえた「8つの景観形成区域」を定めます。

